

3. 介護等体験，教育実習事前・事後指導，教育実習

介護等体験，教育実習事前・事後指導，教育実習を受講するためには，麻疹の抗体を有しており，学研災・学研賠の保険に加入し，大学が毎年4月に実施する定期健康診断を受けていなければならない。

(1) 介護等体験

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め，教員としての資質の向上を図るため，「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」及び「同法施行規則」が，平成10年4月1日より施行された。これに伴い，小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者は，障害者，高齢者等に対する介護，介助，これらの者との交流等の体験(以下「介護等体験」という)が必要条件となった。

そのため卒業までの期間に，特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設において合計7日間以上の体験をする必要がある。その際，体験を終了したことの証明書を当該学校又は施設の長より受領しなければならない。

本体験は，関係機関の寛大なる協力のもとになされる事業であることに鑑み，教育実習と同様真剣な態度で臨むことが求められる。

対 象	2年生全員
参 加 資 格	事前のガイダンスを受講していること。(1年次1月頃開催) 健康診断で感染症等の異常のないこと。
実 施 時 期	2年次 5月～10月(申し込み：1年次1月末)
実施場所等	特別支援学校 2日間 社会福祉施設(香川県下) 5日間 計7日間
参加費用等	香川県下社会福祉施設での体験費用として 1,500円×5日間=7,500円を申し込み時に支払うこと。 なお，体験に参加するにあたり，学研災・学研賠保険への加入が必要である。
健 康 診 断	介護等体験参加は，健康診断で問題のない者に限られる。 体験実施年度の4月に保健管理センターが行う定期健康診断は必ず受診すること。 なお，体験先の施設によっては，別の検査を受診する必要がある。
体験証明書 ・ 体験ノート	特別支援学校(2日間)と社会福祉施設(5日間)の全体験を終了した者は，証明書及び体験ノートを学務係に提出すること。教員免許状申請の際には必ず必要である。 いずれの受入先も再発行は一切行わないので，注意して保管すること。

注 意 事 項	小学校・中学校の教員免許状を取得する際には必ず必要である。
	社会福祉施設での介護等体験については、香川県社会福祉協議会において調整しているため、申し込み後の取消・変更は基本的に認められない。自分の進路（コース）をよく考えた上で申し込むこと。
	介護等体験に関する通知は全て掲示板によって行われる。日頃から掲示板に注意すること。

介護等体験，教育実習事前指導・事後指導及び教育実習の実施日程等については，すべて掲示により周知するので，見落としのないように注意すること。

(2) 教育実習事前・事後指導（「教育実践演習（幼・小・中等）」・「特別支援教育実践演習」）

ア 教育実習事前・事後指導について

教育実習の単位数には，教育実習事前・事後指導1単位を含まねばならないことが，教育職員免許法に規定されている。本学部において教育実習事前・事後指導は「教育実践演習（幼・小・中等）」及び「特別支援教育実践演習」という授業科目で開講する。

「教育実践演習（幼・小・中等）」は，必ず受講しなければならない。

「特別支援教育実践演習」は，特別支援教育領域の学生及び特別支援学校の教員免許状取得希望学生（特別支援学校で教育実習を行う学生）は，必ず受講しなければならない。

イ 「教育実践演習（幼・小・中等）」（幼小中の免許状に対応）について

前掲「ア」で記したように，必ず受講しなければならない。

<事前指導>

全体指導(6校時分)と各教育実習を行う校種の事前指導を受ける。事前指導では，大学教員及び附属学校園教員から，附属学校園のこと，教育実習に関する心構え，実習に不可欠な学習指導や生徒指導・学級経営の実際等について指導を受ける。

事前・事後指導の詳細については，4月の第1回全体指導の中で詳しく説明する。

○ 開講期日 3年次の第1学期，原則木曜日5校時(16:20～17:50)

○ 事前指導の受講について

・受講者は，全員，全体指導(6校時分)を受ける。

・教育実習（主免・基礎免）を行う校種の事前指導（4校時分）を受ける。

<事後指導>

全体指導(5校時分)を受ける。事後指導では，教育実習の振り返りを行うとともに，4年次の副免実習に向けて自己の課題を整理する。

○ 開講期日 3年次の第2学期，10～11月の水曜日午後に半日2回で行う。

○ 事後指導の受講について

・受講者は，全員，全体指導(5校時分)を受ける。

ウ 「特別支援教育実践演習」について

前掲「ア」で記したように、特別支援教育分野の学生及び特別支援学校の教員免許状取得希望の学生(特別支援学校で教育実習を行う学生)は、必ず受講しなければならない。

<事前指導>

全体指導と特別支援学校の事前指導を受ける。事前指導では、大学教員及び附属特別支援学校教員から、附属特別支援学校のこと、教育実習に関する心構え、実習に不可欠な学習指導や生徒指導・学級経営の実際等について指導を受ける。

事前・事後指導の詳細については、4月の第1回全体指導の中で詳しく説明する。

○ 開講期日 3・4年次の第1学期、原則水曜日5校時(16:20～17:50)

○ 事前指導の受講について

- ・受講者は、全員、全体指導と特別支援学校の事前指導を受ける。
- ・特別支援教育領域の学生は、3年次に受講する。(主免)
- ・特別支援教育領域以外の学生は、4年次に受講する。(副免)

<事後指導>

事後指導では、特別支援学校での教育実習の振り返りを行い、自己の課題を整理する。

○ 開講期日 3・4年次の第2学期、原則水曜日午後を利用して行う。

○ 事後指導の受講について

- ・受講者は、全員、事後指導を受ける。
- ・特別支援教育領域の学生は、3年次主免実習の振り返りを行うとともに、4年次の実習に向けて自己の課題を整理する。
- ・4年次の副免実習の学生は、実習の振り返りを行い、主免との関連を問いながら、自己の課題を整理する。

エ 「教育実践演習(幼・小・中等)」・「特別支援教育実践演習」についての注意事項

事前・事後指導の日程や内容については、各「実践演習」の第1回目の授業の中で、詳しく説明するので、しっかりと理解すること。

事前指導と事後指導とを合わせて、通年で1単位を認定する科目である。事前・事後とも受けていなければ単位認定できないので注意すること。

「学びの履歴」を使用するので、2年次までの当該部分について記入しておくこと。

なお、教育実習前にある「教育実習の意義と心構え」及び「直前教育」は、教育実習の一貫として行われるものである。

(3) 教育実習

ア 教育実習の学び方

教育実習は、教員養成カリキュラムの中心に位置づく重要な教育活動である。

教育実習では、本学部附属学校園及び公立学校において子どもたちの活動や教育実践を観察・分析したり、実際に教壇に立って授業をしたり、学校行事などの特別活動を指導するといった体験とその考察を通して、教育実践の方法や思想、教育実践研究の方法を学び、

また教職という職業と学校という職場についての理解を深めることが目標である。

また、これらの教育実習における学習・研究は、大学での学習・研究と結びつくことによって、より深く発展的なものになる。すなわち、大学で学んだ教育実践や教科内容に関する知識や諸理論を学校教育の現場に適用したり、教育実習での体験を大学で学んだ知識や諸理論を用いて分析省察するという教育実習と学部での学習・研究とを往復しながら学び続けることが、教育実践力を身につけるために不可欠である。

なお、教育実習は子どもたちに対して直接指導するという社会的責任を伴う活動を中心とする学習であるとともに、多忙を極める先生方のご支援ご協力をいただいて初めて実施できる大きな事業である。教育実習を受講する者には、特に真剣で真面目な態度で受講することが求められる。

イ 教育実習の受講要件

教育実習を受講する者は、次の3つの要件を満たしておかなければならない。

- ① 原則として、3年次実習は、2年次までに60単位以上、4年次実習は、3年次までに90単位以上修得していること。
- ② 教職基礎科目4単位以上、教科教育科目・教職総合科目の中から4単位以上、計8単位以上修得していること。また教育実践プレ演習または保育実習の単位を修得していること。
- ③ 教職概論の単位を修得していること。また、幼小中で教育実習を行う者は「教育実践演習（幼・小・中等）」の事前指導を、特別支援学校で教育実習を行うものは「特別支援教育実践演習」の事前指導を受講していること。

ウ 教育実習の履修単位数

① 必修分

・ 幼児教育コース	幼稚園実習	4単位(3年次)
・ 小学校教育コース		
(教育課題探究分野・教科教育分野)	小学校実習	5単位(3年次)
(特別支援教育分野)	小学校実習	3単位(3年次)
	特別支援学校実習	4単位(3年次及び4年次)
・ 中学校教育コース(副免：小学校)	中学校実習	4単位(3年次)
	小学校実習	2単位(4年次)
・ 中学校教育コース(副免：特別支援学校)	中学校実習	4単位(3年次)
	特別支援学校実習	2単位(4年次)
・ 中学校教育コース(副免：中学校技術・家庭)	中学校実習	4単位(3年次)

② 選択分

卒業要件（必修分）として規定されている校種以外の教員免許状を取得しようとする場合、4年次に「選択教育実習」を開設する。ただし、いずれのコースにおいても中学校

と幼稚園の両方の教員免許状を取得することはできない。特別支援学校の教員免許状は、すべてのコースにおいて取得可能であり、4年次の9月下旬から10月上旬に2週間の特別支援学校教育実習を開設するので、「特別支援教育実践演習」とあわせて受講すること。

③ 特別教育実習

教職に就くことを強く希望する者に対して、4年次前期に公立学校での特別教育実習(1週間または2週間)を開講する。

実習の方法、実習校、実習期間等については、別途周知する。

エ 教育実習の受講手続き

教育実習を受講しようとする者は、2年次に実施する教育実習説明会で配布される「教育実習調書」に必要事項を記入し、定められた期限内に学務係に提出する。2年次には3年次・4年次の教育実習について希望調査するので、各自の教育実習計画を立てておくこと。
※3年次の教育実習終了後に、4年次の教育実習について再度希望調査をする。

なお、「調書」提出後、受講する教育実習の変更が生じた者は速やかに学務係にて変更手続きを行うこと。

オ 教育実習校

教育実習はすべて、高松市及び坂出市に所在する附属小学校・中学校・幼稚園・特別支援学校で実施する。ただし、特別教育実習は香川県下の公立学校で行う。

なお、高松市と坂出市のどちらで教育実習を受講するかについては、「教育実習調書」で希望をとるが、全体のバランスを配慮した上で、教育実習実施専門委員会にて決定する。

(教育実習計画等)

年次	月	内容	コース・分野等				
			幼児教育	小学校教育			中学校教育
				教育課題探求	特別支援教育	教科教育	
3年次	4 5 8	事前指導	教育実践演習（事前指導）・特別支援教育実践演習（事前指導・主免）				
			教育実習の意義と心構え				
			直前教育（小学校・中学校・幼稚園・特別支援学校）				
	9 5 10	教育実習	小学校・中学校・幼稚園・特別支援学校				
			幼稚園	小学校	小学校	小学校	中学校
			④	⑤	③	⑤	④
					特別支援学校		
					②		
	10 5 11	事後指導	教育実践演習（事後指導）・特別支援教育実践演習（事後指導・主免）				
4年次	4	事前指導	教育実習の意義と心構え				
			直前教育（特別支援学校）				
	5 5 6	教育実習	特別支援学校				
			—	—	②	—	—
		特別教育実習 （公立学校）	—	主免：高小・坂小 （②）	—	主免：高小・坂小 （②）	主免：高中・坂中 （①）
				事前指導	特別支援教育実践演習（事前指導・副免）4月～		
	副免事前指導6月～						
	教育実習の意義と心構え						
	直前教育（小学校・中学校・幼稚園・特別支援学校）						
	9 5 10	教育実習	小学校・中学校・幼稚園				
			（小学校）	（中又は幼）	（中又は幼）	（中学校）	（小学校）
			（②）	（②）	（②）	（②）	②（注1）
			特別支援学校				
			（②）	（②）	—	（②）	②（注1）
		事後指導	特別支援教育実践演習（事後指導・副免）				
	10	免許申請	教員免許状申請説明会				
	11		教員免許状申請書類提出				
3	教員免許状配付（卒業式）						

（注1）中学校教育コースは、4年次教育実習の小学校・特支のうちいずれか1つが必修である。

ただし副免で中学校（技術）または中学校（家庭）を取得する場合は、4年次教育実習は「選択教育実習」とする。

（注2）丸数字は実習期間の週数、（ ）は卒業要件外の教育実習である。

（注3）特別教育実習は主免が小学校又は中学校のコースのうちの希望者のみ行う公立学校での教育実習である。

事前指導	参加する教育実習に係る教育実践演習，教育実習の意義と心構え及び直前教育（各附属学校園ごと）は全て必ず受講すること。受講しない場合は，教育実習の受講は認められないので注意すること。
教育実習用定期券	教育実習の際には定期券を利用することができるが，教育実習用定期券を購入するためには，利用区間・利用期間を明記した通学証明書が必要である。 5月から教育実習を開始する場合は4月下旬まで，9月から開始する場合は7月下旬までに「教育実習用通学証明書交付願」を学務係まで提出すること。締切までに提出しない場合は，通学証明書は発行できないので注意すること。（掲示により周知） なお，通学証明書の発行は，教育実習開始の1週間前である。 原付・バイクを利用する場合は，「原付・バイク入構申請書」に自賠責保険及び任意保険のコピーを添付して学務係に提出すること。

(4) 介護等体験の対象者と体験が免除される者

＜体験の対象者＞

小学校教諭免許状・中学校教諭免許状をいずれも初めて取得する予定の者。

※ただし上記の学生でも以下の項目に該当する者は，介護等体験が免除される。

＜体験が免除される者＞

1. 専門的知識及び技術を有する者

以下の免許・資格をすでに有している者

保健婦（士）／助産婦／看護婦（士）／准看護婦（士）／特別支援学校教員
理学療法士／作業療法士／社会福祉士／介護福祉士／義肢装具士

2. 介護等の体験を行うことが困難な者

身体障害者手帳に，障害の程度が1級から6級であるとして記載されている者。

「体験が免除される者（1，2）」の基準については，必ず学務係に確認すること。